

【町長】

通告順	1	質問 議員	上野議員
質問 項目	スマート農業の推進について		
質問 内容	町長は今年の町政執行方針で「スマート農業の推進について」の中で、スマート農業技術の活用は、農作業の効率化・労働力負担軽減、農業生産コストの削減や環境負荷低減への対応など地域農業の課題解決に重要な方策であり、携帯電波不感地域におけるインターネット環境の整備に要する所要額を計上とあります。 コメ問題が話題に上がっている中で、今後の沼田町農業の将来を考える時にあって町長の言うスマート農業はこれから更に重要な施策となっており、他市町村でも色々な取組がなされています。 更に、農業機械もスマート農業の対応した自動運転の田植え機やトラクターが発売されています。 1. 町長が将来考えている、沼田町のスマート農業とは 2. 秋作業における労働力の軽減策として、米乾燥施設への監視カメラや乾燥施設の温度管理をスマートフォンで管理できるスマート農業を提案します。 横山町長の見解をお聞かせ願います 以上、町長に質問致します。		

【町長】

通告順	2	質問 議員	伊藤議員
質問 項目	沼田町食料貯蔵流通基地構想の実現に向けて		
質問 内容	現在、米価格が短期間に高騰したことから国は備蓄米を緊急放し、小売りでの米価格や店頭在庫の安定化に向けた施策を展開しています。 農林水産大臣は、需要があれば備蓄米の全量を市場に供給することも明言しており、大規模災害や冷害や猛暑などでの凶作時の命の綱である備蓄米がゼロになる可能性もあります。 更に、農林水産省は備蓄米の買戻しの時期を示しておらず、国内に米はあると言いながら、農林水産大臣は備蓄米で米価格の介入を行い、備蓄米や国内市場に海外の米の輸入で対応することも視野に入れるという方針であり、食料安全保障の観点が欠落していると考えます。 一方、この米騒動で国民の米や備蓄に対する意識はいまだかつてないほど高まっています。この情勢の中で、沼田町が行うべき事として備蓄基地構想があると考えます。 沼田町では、平成１１年に沼田町大規模米備蓄基地構想推進協議会が発足し、その後名称を改め、現在の沼田町食料貯蔵流通基地構想推進協議会が提言を始めとした取り組みを進めています。 沼田町の強みである雪を利用した米施設の３０年の実績により備蓄米であっても鮮度を保ったおいしいお米を提供することが可能であり、いまだかつてない備蓄の方法で国民の食への安心と理解は得られると考えますし、沼田町へは経済を始めとする波及効果は計り知れないと考えますので以下を質問します。 一般行政報告では国などに強く要請を行うとあるが、３０年近い協議会の取り組みの中で横山町長が目指す「雪氷熱エネルギーを活用し、非常時に備えた食料貯蔵流通基地の設置及び流通型食料備蓄システムの構築」をどのように実現していくのか質問致します。		

【町長】

通告順	3	質問 議員	篠原議員
質問 項目	利用者や保育者の視点に立った「子ども誰でも通園制度」を		
質問 内容	政府は、子どもや保護者からの保育の専門家や家族以外の人と交流しながら子育てできる環境の整備を求める声に応え、「親の就労にかかわらずすべての子どもの育ちを応援する」を主旨とした「子ども誰でも通園制度」を2026年から全国で実施することを目指している。 その中身は、親が就労しておらず保育所などに通っていない生後6か月から2歳の子どもを対象に、当面月10時間までを上限として時間単位で預けられる内容となっている。 しかし、国が考えている通園制度内容(資料1)には危惧される点が多い。一時預かりや乳児保育の経験者からは、「この制度では初めての子どもは泣きっぱなしになり、保育士がかかりきりになれば他の子の保育の質が担保できない」という声も出ている。 そこで以下の2点について町長の考えを聞く。 対象年齢の児童は、いわゆる「人見知り」が始まる世代で、保育者との信頼関係や友だちとの安定した生活が必要となる。たまに利用するだけのこの制度で保育の質が担保できると考えるか。 一時預かりを担当する保育者は、一般の保育者以上に緊張やストレスを強いられると考えるため、専任の保育士の確保が必要と予想されるにもかかわらず、この制度では通常の保育士による兼任が可能とするなどゆりい内容になっている点をどう考えるか。		

資料 1 「子ども誰でも通園制度」の概要

- ①保育所等に通っていない生後 6 カ月から 2 歳児のすべての子どもが対象、親の就労要件は問わない。市町村で認定を受けることによって誰でもこの制度を利用する資格が生じる。
- ②月 10 時間を上限に 1 時間単位で利用できる。その際、施設・曜日・時間帯を固定して利用する「定期利用」と、それらを随時自由に選択する「自由利用」を選べる。
- ③全国統一の ICT システムを立ち上げ、「自由利用」の際には、どこの施設にでも、利用の直前でも「予約利用」が可能になる。
- ④利用料は子ども一人当たり 1 時間 300 円を標準に各事業者が決める。それに加えて、子ども一人 1 時間当たり 850 円（障がい児の受け入れ 400 円加算）の補助があり、事業者の収入は 1150 円。
- ⑤「保育」の体制は、現在の「一時預かり事業」と同等で、最低 2 人を配置しなくてはならないが、保育士資格を持った保育士は必要人数の 2 分の 1 でかまわない。また、保育所等と一体的に実施し、他の職員から支援を受けられる場合には保育士一人体制でもかまわない。さらに独立した専用室がなく在園児との合同での形態も認められるなど、保育所や認定こども園等の保育より、かなりゆるやかな基準となる。
- ⑥試行的事業は市町村が実施主体であり、内容水準の確保やトラブル解決に市町村が直接責任を負っている。それに対して、本格実施の際には利用者（保護者）と事業者との「直接契約」の制度となり、市町村の「保育」に対する責任は大きく後退し、問題があってもその解決は事業者と利用者の責任になってしまう。

（傍線は質問者による）

子ども家庭庁の「実施要項」より